

甲府市農業委員会 4 月定例総会議事録

1. 日 時 令和 8 年 4 月 2 4 日 (金) 午後 2 時 0 0 分

2. 会 場 甲府市東公民館

3. 出席委員 (17 名)

会長：柿嶋 敦、職務代理者：山村 忠弘、米山 夫佐子

【農業委員】

1 番 森澤 良直	2 番 落合 洋子	4 番 宮川 俊一	5 番 輿水 辰次
6 番 芦沢 喜嗣	7 番 小松 芳彦	8 番 越石 和昭	10 番 關野 登
11 番 佐々木 茂隆	12 番 西名 武洋	13 番 渡邊 元二	14 番 野澤 洋子
15 番 長田 正実	16 番 菊島 建		

4. 欠員 (2 名)

3 番、9 番

5. 職務のために出席した農業委員会事務局職員の職氏名

事 務 局 長 白倉 修
農地係 補 佐 佐野 慶一
係 長 平賀 利和
振興係 係 長 長澤 和利

6. 議 案

議案第 1 号	農地法第 3 条の規定による許可申請について
議案第 2 号	農地法第 4 条の規定による許可申請について
議案第 3 号	農地法第 5 条の規定による許可申請について
議案第 4 号	農地法第 5 条の規定による許可後の計画変更について
議案第 5 号	農地中間管理事業の推進に関する法律第 1 8 条第 1 1 項の規定による農地中間管理機構への要請について
議案第 6 号	令和 8 年度最適化活動の目標の設定について

報告案件

報告第 1 号	山梨県農業会議への諮問結果について
報告第 2 号	農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出について
報告第 3 号	農地法第 4 条の規定による届出について (市街化区域届出)
報告第 4 号	農地法第 5 条の規定による届出について (市街化区域届出)
報告第 5 号	農地法第 4 条第 1 項の規定による届出について (許可不要)
報告第 6 号	農用地利用集積計画の解約について

午後2時00分 開会

○事務局（佐野補佐）

本日の総会ではありますが、委員定数19名中、2名欠員、17名が出席しておりますので「農業委員会等に関する法律第27条第3項」の規定により、この会議が成立していることを、ご報告いたします。

それでは、甲府市農業委員会総会会議規則第5条の2の規定により、会長が議長を務め、議事を整理することとなっております。柿嶋会長お願いいたします。

○（柿嶋会長）

只今から、甲府市農業委員会4月定例総会を「農業委員会等に関する法律」並びに「甲府市農業委員会総会会議規則」の規定により、進行して参ります。

最初に、4月定例総会の議事録署名委員につきましては、議席の順番に、今回は、4番の宮川 俊一委員、5番の輿水 辰次委員のお2人をお願いいたします。

なお、先ほど事務局との打ち合わせの際に、すべての案件において「事前の質問はない」との報告を受けております。

それでは、議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」審議いたします。事務局より説明して下さい。

○事務局（平賀係長）

農地法第3条につきましては、農地のままの権利移動であります。

今月は、贈与が1件でございます。3条の資格要件を満たしております。

それでは、議案書1ページの1番、地図は別紙1ページの3条No. 1をご覧ください。

申請地の所在、地目、面積、譲渡人、譲受人につきましては、議案書記載のとおりでございます。

申請地の○面、○面は○○、○面は、○○○○を挟んで○○、○面は、譲受人の所有の○○となっております

譲渡人と譲受人は、○○であり、譲受人は、○○にあたります。

譲受人は、現在○○才で、現在は、○○○○の○○約○○○○㎡で、○○○、○○の栽培を行っております。申請地は、今までは譲渡人である○が○○○の栽培をしておりましたが、○○のため耕作することが困難になってきたことから、申請地を○○により譲受け、農業経営を引き継ぎたいとのこととなります。

申請地では、今までと○○に、○○○の栽培を行う予定であります。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○（柿嶋会長）

事務局からの説明が終わりました。

「議案第1号」の案件につきまして、事前にご意見等はいただいておりますが、特別、何かありましたらお願いいたします。

あり、農地区分は第○種農地と判断しました。

譲受人は○○○○で○○○○○○○○○○であり、申請地周辺は○○○○○○○○、○○○○も○○○○○○○○として○○○○○○○○○○、申請地を○○○、○○○○○○○○○に転用するものであります。雨水については○○○の雨水柵より○面、○面、○面のそれぞれある水路へ排水し、生活排水については、○面に埋設されている下水道管へ接続し処理する計画です。

続きまして、議案書4ページの5番、地図は、7ページの5条No. 5をご覧ください。

申請地の所在、地目、面積、譲渡人、譲受人につきましては、議案書記載のとおりであり、転用目的は、○○○○○でございます。

申請地の○面は○○、○面は○○○○を挟んで○○、○面、○面は○○であり、農地区分は第○種農地と判断しました。

譲受人は、○○○○に○○○○○○○を○○しておりますが、○○○○○ことから○○○○で、○○○○○○○○○○にも○○○○○○○○○○、申請地を○○することで、○○○○の○○を行うものであります。雨水については地下浸透となります。

以上でございます。よろしく申し上げます。

○（柿嶋会長）

事務局からの説明が終わりました。

議案第3号につきましても、事前にご意見等はいただいておりますが、特別、何かありましたらお願いいたします。

《 意見なし 》

それでは、ご意見等も無いようですので、採決をいたします。

議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請について」賛成の方は挙手をお願いします。

《 賛成多数 》

ありがとうございます。

多数の方の賛成をいただきましたので「議案第3号」については、決定し、1,000㎡以上の案件については、許可相当とし、山梨県農業会議に諮問して参ります。

なお、それ以外の案件については、許可書の交付をして参ります。

続きまして、議案第4号「農地法第5条の規定による許可後の計画変更について」審議いたします。事務局より説明して下さい。

○事務局（平賀係長）

議案書5ページの1番、地図は8ページの5条計画変更No. 1をご覧ください。

本案件は、以前、本農業委員会で、農地転用の許可を得ましたが、その時の計画（○○○○の○○○を○○○○から○○○○）を変更するというものでございます。

申請地の所在、地目、面積、譲渡し人、譲受け人につきましては、議案書記載のとおりでございます。

譲受人は、○○○○で○○○○を○○しており、令和○年○月に本農業委員会にお

ております。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○（柿嶋会長）

事務局からの説明が終わりました。

「報告第1号」から「第5号」につきましては、報告事項ですので、ご了承をお願いします。

次に、議案第5号の「農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第11項の規定による農地中間管理機構への要請について」と、報告第6号「農用地利用集積計画の解約について」は、それぞれ関連がありますので、一括して審議いたします。

なお、審議に先立ち、議案第5号のうち、申請番号11及び12の案件につきましては「農業委員会等に関する法律」第31条の規定に基づく、議事参与の制限により、当該事案の審議の際、当該委員は一時退室をお願いいたします。

それでは議案第5号について、事務局より説明してください。

○事務局（長澤係長）

振興係の長澤です。今年度も引き続きよろしくお願いいたします。

それでは「議案第5号」の説明をさせていただきます。

議案書13ページをご覧ください。

まず、農用地利用集積等促進計画における、新規設定の集計表でございますが、農地中間管理機構において、5月25日公告、6月1日貸借開始となる案件でございます。

今月は、〇〇、〇〇、〇〇〇、〇〇〇、〇〇〇〇〇より、合計〇〇筆の申請があり、合計面積は、〇〇〇〇〇〇㎡でございます。

中段の表になりますが、こちらは、去る2月19日に開催されました「農地銀行推進員会議」において、令和8年度の新規目標面積が決議され、令和8年度のにつきましては、118,400㎡が、新規設定の目標面積とされたところでございます。

続きまして、14ページをご覧ください。

こちらの集計表は、借受人は、これまでと変わらず、農地中間管理機構を介した案件となりますが、今月は、〇〇、〇〇、〇〇〇〇〇より、合計〇〇筆の申請があり、合計面積は、〇〇〇〇〇〇㎡でございます。

中段の表になりますが、こちら「農地銀行推進員会議」において、令和8年度の再設定における設定面積が決議され、令和8年度のにつきましては、328,500㎡が、令和8年度の再設定の目標面積とされたところでございます。

続きまして、15ページから22ページでございますが、今年度より、申請番号ごとに、貸付人・借受人の情報を入れ込み、より見やすく、分かりやすいよう、変更いたしました。

今後も委員の皆様のご意見等を伺いながら、随時変更を加えていきたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

また、先日、山梨県農業振興公社へ貸借開始の受付時期を確認したところ、貸借開

始について、今後は、1年先まで受付することとしました、との回答をいただきましたので、今後におきましては、終期通知を可能な限り早めに送り貸借開始をスムーズに進めたいと考えております。ちなみに、現時点では終期が7か月先の11月終期の方まで、終期通知を郵送したところでございます。

これまでは、申請書の受付日が、月ごとに定められており、貸借における公告時期にズレが生じてしまいましたが、今後は、申請書が提出され次第、随時受付することとありますので、来月より貸借の開始時期が、一律ではなくなる案件が出てくると思いますので、ご了承をお願いいたします。また、受付時期が1年先まで伸びたことから、事務局におきましても、申請数が増えますが、提出につきましては、スムーズな事務処理ができるものと考えております。

委員の皆様におかれましても、引き続きご協力をよろしくをお願いいたします。

それでは、今月、中間管理機構へ要請する案件でございますが、15ページから22ページでありまして、貸付人、借受人につきましては、議案書記載のとおりでございます。

○（柿嶋会長）

事務局からの説明が終わりました。

議案第5号についても、事前にご意見等はいただいておりますが、特別、何かありましたらお願いいたします。

《 意見なし 》

それでは、ご意見等も無いようですので、採決をいたします。

議案第5号「農地中間管理機構への要請について」のうち、申請番号11及び12を除いた案件について、賛成の方は、挙手をお願いします。

《 賛成多数 》

ありがとうございます。

多数の方の賛成をいただきましたので、議案第5号のうち、申請番号11及び12を除いた案件につきましては、農地中間管理機構へ要請して参ります。

それでは申請番号11及び12の案件について、審議いたしますので、〇〇〇委員は一時退室をお願いします。

《 〇〇〇委員退室 》

それでは議案第5条のうち、申請番号11及び12の案件に賛成の方は、挙手をお願いします。

《 賛成多数 》

ありがとうございます。

多数の方の賛成をいただきましたので、申請番号11及び12の案件につきましては、農地中間管理機構へ要請して参ります。

それでは、〇〇〇委員は入室してください。

《 〇〇〇委員入室 》

なお、「報告第6号」につきましては、報告事項でありますので、ご了承をお願いいたします。

次に、議案第6号の「令和8年度最適化活動の目標の設定について」審議いたします。事務局より説明して下さい。

○事務局（長澤係長）

それでは「議案第6号」の説明をさせていただきます。

まず、「議案第6号」につきまして訂正がございます。24ページの2番「農家・農地等の概要」で、一番右の表で、認定農業者数でございますが、経営体数259と記載されておりますが、正しくは265でございます。訂正してお詫びを申し上げます。

また、説明に入る前に、先月の定例総会におきまして、「2025農林業センサス」の結果が3月下旬から4月の中旬に公表されることから、4月の総会において「目標設定」の案件を付議させていただきます、と説明させていただきましたが、実は「農林業センサス」の結果につきましては、今日時点で、まだ公表がされておられません。

数値が確定していない状況の中で、議案として付議することは、大変申し訳なく思いますが、県に確認したところ、センサスの数値については、前回（2020年）の数字を使ってください、との指示を受けたところでございます。何卒ご理解をいただきますようお願いいたします。なお、センサスの結果が公表され次第、委員の皆様には速やかに情報提供をさせていただきますので、よろしくをお願いいたします。

それでは、ご説明申し上げます。

この「最適化活動の目標の設定」につきましては、「農業委員会等に関する法律」、並びに「農林水産省経営局長の通知」により、農業委員会において、毎年目標を定め、山梨県農業会議、山梨県、甲府市及び山梨県農業振興公社へ報告するとともに、ホームページ等において公表しなければならないこととされております。また、来月の総会には、令和7年度の実施状況をお諮りし、その後、公表することとなっております。

報告の書式は、24ページから26ページの「別紙様式1」により、全国農業会議所のホームページにおいて公表されます。

まず、英数字の1.「農業委員会の状況」の、1番「農業委員会の現在の体制」につきましては、記載のとおりでございます。

次に2の「農家・農業等の概要」でございますが、枠内が黒く塗りつぶされた箇所となりますが、本来であれば、こちらに直近のセンサスの数字が入るところであります。この数値は、現時点で、前回5年前、2020年の農林業センサスの数値となっております。

その右側の表、先ほど訂正させていただきましたが「認定農業者」等の数につきましては、就農支援課が管理する直近のデータを共有する中、農業委員会で把握している数値となります。

その下の表、「耕地面積」であります。こちらは毎年、農林水産省が公表しているデータとなりますが、合計面積が合わないところにつきましては、昨年も県に確認ところ、田においては泥上げ部分等を含むなどの理由から、合計面積が合わない、とのことあります。

続きまして、その下、英数字2の「最適化活動の目標」であります。まず、25

ページの一番上の表、②の目標であります。こちらは、山梨県において、農地の集積率を令和14年度までに66パーセントまでにすることを目標に掲げたことを受け、甲府市においても同様に66パーセントの集積を掲げたもので、その目標値から集積率を算出し、今年度の新規集積面積を49.2ヘクタールとしたところでございます。

そのことを踏まえ、別冊の2ページをご覧ください。

こちらは、令和7年度に実施した「農地利用状況調査の結果」から各地区における目標値を算出した表となります。今年度の新規集積面積につきましては、49.2ヘクタールを割合に応じ地区別に算出した表となります。

恐れ入りますが、議案に戻って頂き、25ページの(2)「遊休農地の解消」であります。こちらは2月に最適化推進委員さんを中心に「遊休農地の解消活動」を実施していただきましたが、まだ、解消されていない、いわゆるA分類(再生可能)な遊休農地の面積となります。

遊休農地の解消目標につきましては、別冊の2ページ「遊休農地の面積」13.5haを令和8年度から令和14年度までの7年間に解消するとした場合に、一年度に1.93haの遊休農地を解消していく、という目標を掲げたものであります。各地区において解消する目標面積は、別冊2ページの表のとおりでございます。

次に、新規参入の目標面積につきましては、25ページの一番下の表をご覧ください。②目標で、権利移動面積、令和3年～令和5年の3年間の平均、小数点以下が表記されていないため数値が異なりますが、51.9ヘクタールで、その1割以上を目標値として掲げることが定められていることから、5.2ヘクタール、52,000㎡となり、委員さん一人当たりの目標といたしまして、1年間に1,405㎡(0.14ha)の新規参入を促す目標値となっております。

次に、26ページの一番上「2最適化活動の活動目標」であります。こちらは、令和3年度全国農業委員会会長代表者集会において決定された、目標となります。委員1人当たり、月10日の最適化活動を実施する目標が掲げられております。

その下(2)、(3)は、例年通りの予定となっております。

今ご説明申し上げました、各項目をまとめたものが、別冊の1ページとなります。

なお、こちらの別冊はお持ち帰りいただいて結構ですので、今一度、内容のご確認をお願いいたします。

以上、誠に雑駁な説明となりますが、説明を終わります。ご審議の程よろしく願います。

○(柿嶋会長)

事務局からの説明が終わりました。

議案第6号につきましても、事前にご意見等はいただいておりますが、特別、何かありましたらお願いいたします。

《 意見なし 》

それでは、ご意見等も無いようですので、採決をいたします。

議案第6号「令和8年度最適化活動の目標の設定について」賛成の方は挙手をお願い

いします。

《 賛成多数 》

ありがとうございます。

多数の方の賛成をいただきましたので、議案第6号については、承認とし、「別紙様式」については、山梨県、甲府市、農地中間管理機構へ報告するとともに、ホームページにおいて、公表することといたします。

事務局につきましては、遅滞なく事務手続きを行ってください。

以上で、予定している案件は、全て終了しましたが、委員の皆さんより、何かありましたらお願いします。

《 意見・質問なし 》

なければ、以上をもちまして、4月定例総会を終了いたします。

ご協力ありがとうございました。

午後3時30分 閉会